第5号議案

信州ブレイブウォリアーズ後援会 会則 (対照表)

改正前

第20条(会費)

会費は入会金及び年会費として次のとおりとする。年会費は複数口の加入を妨げないものとし、入会金は年会費の口数に関わらず定額とする。

- ・個人・個人事業者会員 入会金 3.000 円 年会費 1 口 1 万円
- ・法人会員 入会金 3,000 円 年会費 1 口 3 万円
- ・サポートショップ会員 入会金 3,000 円 年会費 1 口 1 万円 なお、新規会員は入会金として金3,000 円を納入するものとする。
- 2. 会費は、本会事務局へ納入するものとする。

第 21 条

この会則に定めるもののほか必要な細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第20条(会費)

会費は入会金及び年会費として次のとおりとする。年会費は複数口の加入を妨げないものとし、入会金は年会費の口数に関わらず定額とする。

・個人・個人事業者会員 入会金 3.000 円 年会費 1 口 1 万円

改正後

・高校生(18歳)以下

年会費 1口 5千円

- ・法人会員 入会金 3,000円 年会費 1口 3万円
- ・サポートショップ会員 入会金 3,000 円 年会費 1 口 1 万円 なお、新規会員は入会金として金3,000 円を納入するものとする。
- 2. 会費は、本会事務局へ納入するものとする。

第21条

この会則に定めるもののほか必要な<mark>規程、</mark>細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める。